

令和5年度 人権教育全体計画

多摩市立西落合小学校

関連法令集

日本国憲法
教育基本法
人権教育及び人権啓発に関する法律
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画
人権教育・啓発に関する基本計画
子どもの権利条約
学習指導要領
東京都教育委員会教育目標
東京都人権施策推進指針
多摩市教育委員会教育目標

学校教育目標

◎考える子 ○助け合う子 ○元気な子

本校人権教育の目標

1人1人の児童に人権尊重の精神を培い、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする児童

人権教育の推進を通して育てたい児童像

○いじめや偏見、差別等をなくし、望ましい人間関係を築こうとする児童
○自ら考え、他を認め、より良く生きようとする児童

児童・保護者・地域の願い等

○確かな学力の定着
○思いやりの心の育成
○表現力の育成
○社会性の育成

全教育活動における指導のねらい

人との関わりの中から自他を尊重する心を育む。

年間指導計画作成のための方針

○学校のすべての教育活動において体験的な活動を重視する。
○その体験的な活動を通して、児童1人1人が言語によって自らの考えをより深化させたり、いろいろな方法で表現し合ったりする学習活動を展開する。

直接的な指導

○各教科や道徳の内容と人権教育の課題を結び付けて意図的・計画的に指導する。
○総合的な学習の時間の各交流活動を、人権教育の視点で見直し、実施する。

間接的な指導

○1人1人の自尊感情を育み、自信をもって自分の考えを述べたり、自信をもって行動したりすることができるような指導を工夫する。

指導の重点化と手法の共通化

☆1人1人の児童が自らの考えをもつことができるようにする。
☆自他の良さに気付くことができるようにする。
☆適切な方法で伝え合うことができるようにする。
☆読み、書き、計算等学習の基礎となる力を身に付けることができるようにする。

人権週間の設定

☆全校体制で人権教育を意識して指導、計画をする。
☆人権教育プログラムを活用し、指導に活かす。
☆各教科や道徳などにおいて人権教育の課題を結び付け指導する。
☆12月に西落合小人権週間を設定し、児童の豊かな人間性を育み生命尊重の心情や態度を育てる指導を意図的に行う。
(人権標語を児童1人1人が作り短冊に書いて各クラスの廊下に掲示する)

各教科

学習指導要領の示す目標や内容と人権教育との関連、また、個別の人権課題との関連を明確にして指導する。

道徳

児童の発達に即して人権教育の視点に基づいた指導計画を作成し実施する。

総合的な学習の時間

体験的な活動、問題解決的な活動を通して自己の生き方について考えられるようにする。

特別活動

集団や社会の一員として互いを思いやりながら活動し、自主的、実践的な態度を養う。

生活指導

教師と児童及び児童相互が信頼し合える関係を深めるとともに、日常の学校生活における身近な差別事象や基本的人権にかかわる問題について気付くよう指導する。児童1人1人の良さを認め、伸ばし、高めていくよう指導する。

保護者や地域との連携

人権教育推進の具体的方策を、学校便りやホームページ等で積極的に発信し理解を求めるとともに、道徳授業地区公開講座や各種ボランティア活動等への参加を呼びかけたり、各種体験的な活動への支援協力を要請したりする。

学年学級経営

☆分かる喜びを味わえる学習
☆コミュニケーション能力の育成

☆体験的・問題解決的な活動を重視した学習
☆思いやりの心の育成

☆関わり合い学び合う学習活動